

総基料第162号
平成29年9月8日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 山村 雅之 殿

総務省総合通信基盤局長
渡辺 克

第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について

標記について、情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成28年11月18日）、情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月28日)及び情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成29年4月14日）での要請等を受け、円滑な接続の確保について検討したところ、多様なサービスが公正な競争環境の中で円滑に提供されるという観点から、更に改善等が必要と考えられる点があるため、貴社において、下記の措置を講じられたい。

なお、各措置の進捗状況（検討又は実施の状況）について、平成29年10月末までに報告されたい。

記

1 県間通信用設備との接続に関して取得する金額の適正性・公平性・透明性の確保

第一種指定電気通信設備との接続に際し、接続点と第一種指定電気通信設備との間で通信が経由する電気通信設備（第一種指定電気通信設備を除く。）との接続に関し接続事業者から取得する金額について、その適正性・公平性・透明性を確保するための方策について検討し、措置を講じた上で、その講じた措置について平成29年12月末までに報告し、その内容を公表されたい。

2 接続点の増設の要望への対応

IPoE接続のための接続点の追加設置を求める接続事業者からの要望について、効

率的な通信の疎通のために円滑な接続を確保することを旨として、柔軟に対応することとし、寄せられた要望の内容及び当該要望への具体的な対応について平成29年12月末及び平成30年12月末までに報告されたい。

3 いわゆる網改造料等の一層の透明化

第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条の表に掲げる各機能により接続するに当たって支払う必要が想定される接続料（1の金額を除く。）であって、網改造料等、あらかじめ具体額を見通すことが難しい算定方法により設定されている項目について、その見込み額に関する情報の提供のため、実績値の例を示す等、一層の透明化を図るための方策について検討し、検討の結果講じることとした措置を平成29年12月末までに報告するとともに、その内容を公表されたい。

4 ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化

接続事業者からの要望を聴取した上で、接続約款にゲートウェイルータの接続用ポートに係る小容量化した料金メニュー（例えば、「1 Gbps」や「100Mbps」といったメニュー）を設けることとし、その具体的方策について検討し、その検討内容について平成29年12月末までに報告及び公表されたい。

5 接続事業者の優先パケット利用に関する情報管理の厳正性の確保

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の管理部門が適切なネットワーク管理を行うために取得した接続事業者の優先パケットの利用に関する情報を、接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供することは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）において禁止（第30条第3項第1号）されているところ、貴社の管理部門と利用部門との間で情報遮断が必要であることに留意し、本件情報管理のために講じる措置を平成29年12月末までに報告されたい。

6 利用者解約後の分岐端末回線に係る費用負担

貴社の加入光ファイバの分岐端末回線に接続事業者が接続する場合について、利用者のサービス解約に係る対利用者対応の実務の現状等について調査し、当該解約後の分岐端末回線に係る費用負担の在り方について、接続事業者の要望を聴取した上で検討し、措置を講じた上で、その講じた措置について平成29年12月末までに報告し、その内容を公表されたい。

7 償却費の低減分を全て分岐端末回線の接続料に平均的に反映

加入光ファイバの分岐端末回線の耐用年数経過後の費用の接続料算定における扱いについては、その償却済み比率を全体の算定に反映させる考え方を基本とし、その具体的な算定の方法について検討し、その検討結果を踏まえて、次期の接続料再計算に合わせて接続料改定の認可申請をされたい。

8 報酬額の算定方法の見直し（資本構成比の算定に当たって、繰延税金資産は自己資本から圧縮）

接続料の報酬額の算定において、貴社では、自己資本比率と他人資本比率の算出について、レートベースに含まれない流動資産等に相当する分を自己資本又は他人資本に相当する値において圧縮する取扱いをしているが、その中で、現在、レートベースの構成資産が他人資本又は自己資本のいずれによって調達されたのかを正確に把握することは期待しがたいため、一律に「有利子負債以外の負債」から全て圧縮する算定方法が採られているが、これでは、「繰延税金資産」についても「有利子負債以外の負債」から圧縮されてしまうことになる。上記取扱いを行う場合でも、「繰延税金資産」については、税効果会計の適用により「繰延税金資産」を計上することによって、自己資本比率が上昇することになるから、「繰延税金資産」は自己資本から圧縮することが適当であり、現行採られている方法を見直す必要があるため、必要な見直しを行い、次期の接続料再計算に合わせて接続料改定の認可申請をされたい。

9 接続事業者関係団体に対する情報提供

接続事業者に対する情報提供については、貴社において自主的な改善が行われたところであるが、貴社と接続事業者の間の交渉力及び情報量の格差に鑑み、接続事業者に対する周知内容は、そうした情報提供を望む接続事業者関係団体にも同時期に情報提供するなど、これまで以上に接続事業者関係団体において十分な情報に基づき議論及び対応が行われるよう配慮されたい。

以上